

令和4年度埼玉県企業のLGBTQに関する取組に係る相談事業業務委託
プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、令和4年度埼玉県企業のLGBTQに関する取組に係る相談事業業務委託に関して、受託する業者を選定するために実施する公募型プロポーザルに関して必要な事項を定めるものとする。

2 委託業務の名称

令和4年度埼玉県企業のLGBTQに関する取組に係る相談事業業務委託

3 委託業務の内容

(1) 相談窓口名

「埼玉県LGBTQ企業向け相談窓口」

※正式な窓口名は、委託契約締結後に改めて検討する。

(2) 業務内容

- ア 電話、Zoomによる相談体制の構築
- イ テーマ別講座の実施及び録画
- ウ 録画したテーマ別講座を申請者が視聴できる体制の構築
- エ 事業の広報
- オ 相談内容の記録及び受託者への報告
- カ 利用企業へのアンケート実施
- キ 利用企業へのLGBTQ指標制度（仮称）登録等に関する案内
- ク その他企業向け相談事業の実施に付随する業務

4 履行期間

契約締結日 から 令和5年3月24日（金）まで

5 相談期間

- ア 令和4年9月1日（木）から 令和5年2月28日（火）まで
※ただし、土日・祝日及び年末年始（12月29日から1月3日）を除く。
- イ 対応時間は午前9時から午後5時までとする。
- ウ 具体的な相談対応日時は、利用企業と調整の上決定すること。

6 契約上限額

金3,831,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

※ 委託経費は業務に係る契約締結上限額であり、この金額の範囲内で見積書が提出された場合に限り、企業のLGBTQに関する取組に係る相談事業業務委託候補者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）での審査及び契約締結が可能となります。

※ 企画提案が採用された事業者に対しては、業務内容を調整の上、再度、見積書の提出をお願いする場合があります。

7 業務委託候補者の選定方法

受託希望者から企画提案を受ける公募型プロポーザル方式により行う。

書類審査及びプレゼンテーション・ヒアリング審査を実施し、選定委員会が最優秀提案者を委託候補者として決定する。

8 プロポーザル参加資格要件

(1) 応募者一般資格要件

ア 法人格を有すること。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。

ウ 会社更生法、民事再生法等に基づく再生または再生手続きを開始していない者であること。

エ 法人税、法人都道府県民税、法人事業税、地方法人特別税、消費税及び地方消費税等、納付すべき税金を滞納していないこと。

オ 埼玉県との契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止等の措置を受けていない者であること。

カ 埼玉県との契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(2) 個別的事項

ア 業務委託仕様書の内容を確実に履行できる者であること。

9 企画提案募集から企画提案書等提出までの手続き

(1) 企画提案募集から受託者決定までの主なスケジュール

日 時	内 容
令和4年5月16日（月）	入札公告
令和4年5月17日（火）～ 令和4年5月23日（月）	質問受付 （12時まで）
令和4年5月26日（木）	質問回答（HP公開）
令和4年6月3日（金）	企画提案協議参加申請書の提出期限（午後5時まで）
令和4年6月7日（火）	企画提案書提出期限（午後5時まで）
令和4年6月13日（月）（予定）	業者選定委員会 プレゼンテーション実施 ※別途県が指定した時刻

(2) 質問の受付及び回答

ア 受付期間

令和4年5月17日（火）から5月23日（月）12時まで

イ 質問方法

下記のメールアドレスあてに質問書（様式4号）に内容を簡潔に記載し、電子メールで送付すること。

電子メールアドレス「a2250-08@pref.saitama.lg.jp」（電話・FAX不可）

ウ 回答

令和4年5月26日（木）までに埼玉県県民生活部人権・男女共同参画課のホームページに掲載する。

(3) 企画提案協議参加申請書等の提出

ア 提出書類

(ア) 「参加申請書」(様式第1号)

(イ) 「誓約書」(様式第2号)

(ウ) 登記事項証明書

履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書

※提出日において発行日から3か月以内のもの

(エ) 直近一年分の納税証明書

・都道府県の税事務所等が発行する納税証明書(未納がないことの証明)

・税務署が発行する納税証明書(未納がないことの証明)

(オ) 決算関係書類(過去1年分の貸借対照表及び損益計算書)

様式等は、埼玉県ホームページよりダウンロードできる。

URL:<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0303/2022lgbtq-kigyousoudan-itaku.html>

イ 提出部数 各1部

ウ 提出期限 令和4年6月3日(金)午後5時(必着)

エ 提出場所

埼玉県県民生活部人権・男女共同参画課 LGBTQ担当(埼玉県庁本庁舎3階)

オ 提出方法

郵送又は持参により提出すること。郵送する場合は配送記録の確認が可能な郵送方法(簡易書留等)とすること。

カ その他

事業説明会は実施しない。

(4) 企画提案書等の提出

ア 提出書類

「10 提出書類」のとおり

イ 提出部数

各8部(1部は正本、他7部はコピー可)、すべてホチキス2か所留めとし、ホチキス止めできないものは、別に各8部提出する。

ウ 提出期限

令和4年6月7日(火)午後5時まで(必着)

エ 提出場所

埼玉県県民生活部人権・男女共同参画課 LGBTQ担当(埼玉県庁本庁舎3階)

オ 提出方法

郵送又は持参により提出すること。郵送する場合は配送記録の確認が可能な郵送方法(簡易書留等)とすること。

カ 費用負担

企画提案書等の作成に要する費用は、すべて参加者の負担とする。

キ その他

(ア) 提出書類は理由を問わず返却しない。

(イ) 参加申込みをした場合でも、企画提案書の提出がない場合は、辞退したものとみなす。

(ウ) 提出した企画提案書等は、埼玉県情報公開条例（平成16年埼玉県条例第65号）に基づく情報公開請求の対象となる。

(エ) 企画提案書の提出後に辞退をする場合は、人権・男女共同参画課 LGBTQ 担当に電話連絡の上、辞退届（様式第3号）を郵送または持参により提出する。

10 提出書類

(1) 企画提案書（様式任意）

ア 基本方針

本業務を実施する上での基本方針及び重要ポイント等

イ 事業スケジュール

受付体制の構築や広報等に関するスケジュールを提示すること。

ウ 相談対応

相談対応者に専門的知識や能力があること、相談対応者の数について記載すること。

エ 実施体制

相談の事前予約の具体的な受付方法や、録画したテーマ別講座動画の視聴方法について提示すること。

オ テーマ別講座

企業のニーズに応じた講座のテーマ例や講座の構成等について提示すること。

カ 広報

WebサイトやSNS等を活用した効果的な広報方法について提示すること。

キ 業務実績

企業に対する相談対応・コンサルティングの実績（実施先、実施件数など）について記載すること。

ク 会社概要

提案者名、本社所在地、会社の設立年月、従業員数、資本金、最新年度の売上金、業務内容、ホームページアドレス、本県を担当する支社（支店）名を記載すること。

(2) 見積書（様式任意）及び見積内訳書（様式任意）

ア 消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載すること。

イ 見積内訳書は、見積った金額の内訳について、算出方法が分かるように記載すること。

ウ あて名は、「埼玉県知事 大野 元裕」とすること。

(3) その他

提案事業に関連した既存事業の広報媒体（印刷物・Webページ）等

11 プレゼンテーション及び提案書類の審査

(1) 開催日時 令和4年6月13日（月）（予定）

(2) 実施方法 Zoomによる説明

詳細については、後日、企画提案書等を提出した者に対し、電子メールにて連

絡する。

- (3) 説明時間 各提案者とも30分程度
(プレゼンテーション20分程度、質疑応答10分程度)
- (4) 説明資料 事前に提出した資料のみとする。
- (5) 審査基準
「別表 企画提案に係る審査基準」のとおり。
- (6) 委託候補者の選定
選定委員会の各委員が、審査基準により提出された企画提案書を審査し、委員の評価点数の合計が最も高く、最も優れた業務運営能力を有すると認められる者を委託候補者とする。参加者が1者の場合でも、審査において実施能力を有すると認められた場合には、委託候補者として決定する。
- (7) 審査結果
審査の結果は、業者選定委員会後令和4年6月17日(金)までに電子メールにて参加者全員に通知する。
- (8) 留意事項
 - ア プレゼンテーションの内容は企画提案書に基づくものとし、訴求したい点等について説明すること、プレゼンテーションの会場における資料の配布や企画提案書に記載のない新たな提案等を審査当日に行うことは認められない。
 - イ プレゼンテーションに参加しない者については、契約の候補者には選定しないものとする。
 - ウ 企画提案者は他の提案者の企画提案を傍聴することができない。
 - エ 企画提案者はZ o o mのインストール等の企画提案に必要な準備を前日までに行うこと。
 - オ 指定の時間に遅れた場合は、評価対象としないものとする。
- (9) 費用負担 説明会に参加するために要する費用は、参加者の負担とする。

12 審査対象からの除外

- (1) 提出期限を過ぎて企画提案書を提出した場合
- (2) 企画提案書等に虚偽の記載を行った場合
- (3) 他の参加者と提案内容やその他本入札に関して相談を行った場合
- (4) 委託候補者の選定前に、他の参加者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合
- (5) 選定委員会に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めた場合
- (6) 選定結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為を行った場合
- (7) その他、執行者があらかじめ指示した事項に違反した場合

13 契約の締結

委託候補者は、提出書類に基づき、委託業務仕様書について協議するものとし、委託元と委託候補者との間で具体的事業内容及び契約金額について合意に達した場合に、委託契約を締結することとする。

委託候補者と協議が整わない場合や、契約締結までの間に候補者に事故等が発生した場合は、審査結果が次点の者を委託候補者として改めて協議を行う。

なお、協議の結果、企画提案書等の内容の一部を変更する場合がある。

14 契約保証金

- (1) 上記 15 により委託元と合意に達した委託候補者（受託予定者）は、埼玉県財務規則第 8 1 条第 1 項の規定により、契約締結の日までに契約保証金を納付すること。
- (2) 上記に関わらず、埼玉県財務規則第 8 1 条第 2 項各号のいずれかに該当するときは契約保証金の全部または一部を免除する。

15 業務の適正な実施に関する事項

(1) 関係法令の遵守

本業務を受託した者（以下、「受託者」と言う。）は関係法令を遵守すること。

(2) 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、または請け負わせることはできない。

(3) 個人情報保護

受託者が本業務を行うにあたって個人情報を取り扱う場合には、埼玉県個人情報保護条例（平成 1 6 年埼玉県条例第 6 5 号）のほか、令和 4 年度埼玉県企業の L G B T Q に関する取組に係る相談事業業務委託仕様書に基づき、その取扱いに十分注意し、漏洩、滅失及び棄損の防止その他個人情報の保護に努めること。

(4) 守秘義務

受託者は、委託業務を行うに当たって知り得た秘密を他に漏らし、または自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

16 問い合わせ先及び各種書類の提出先

郵便番号 3 3 0 - 9 3 0 1

埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 - 1 5 - 1 本庁舎 3 階

埼玉県県民生活部人権・男女共同参画課 LGBTQ 担当 並木・熊谷

電 話：0 4 8 - 8 3 0 - 2 9 2 7

メール：a2250-08@pref.saitama.lg.jp